

(第5回、最終) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和6年11月27日
契 約 業 者 名	株式会社八木沢興業
契 約 業 者 の 住 所	山梨県南巨摩郡身延町上八木沢98番地
工 事 の 名 称	R4稲又第三砂防堰堤改築（1期）工事
工 事 場 所	山梨県南巨摩郡早川町雨畑地先
工 事 種 別	一般土木
工 事 概 要	砂防堰堤 1式 砂防土工 1式（法面整形110m ² ） 法面工 1式（モルタル吹付112m ² ） 仮排水路工 1式 雑工 1式 仮設工 1式 砂防堰堤 1式 護床工・根固め工 1式（消波根固めブロック製作運搬300個）
工 期 （ 自 ）	令和5年4月1日
工 期 （ 至 ）	令和7年2月28日
変 更 前 の 契 約 金 額	176,429,000円（税込み）
変 更 金 額	10,230,000円（税込み）
変 更 後 の 契 約 金 額	186,659,000円（税込み）
変 更 理 由	1. 砂防土工 現地精査の結果、仮排水路工を減工したため、法面整形工、残土処理工について減工する。 2. 法面工 現地精査の結果、仮排水路工を減工したため、法面吹付工について減工する。 3. 仮排水路工 本工事を施工するための唯一の通行手段である管理用道路が、降雨により工事期間中に流出し、管理用道路の復旧に多くの時間を要したため、台座コンクリート工、コンクリート擁壁工、張コンクリート工、水叩工について減工する。 4. 護床工・根固め工 管理用道路の改良に必要とされる根固めブロック工について増工する。 5. 雑工 現地精査の結果、工事箇所の施工に支障となる旧施設の撤去が必要となったため、増工する。 6. 仮設工 施工箇所への唯一の通行手段である管理用道路が、降雨の影響により工事期間中に流出し、管理用道路の復旧が生じたため増工する。 7. 共通仮設費 元特記仕様書第33条に基づく協議により、営繕費（快適トイレ）を追加する。 元特記仕様書第61条に基づく協議により、準備費（立木の伐採）を追加する。 元特記仕様書第85条に基づく協議により、安全費（土石流感知設備費）を追加する。 第2回変更特記仕様書第6条に基づき技術管理費（施工合理化調査）を追加する。 8. 工期 工期は、護床工・根固め工の増工により90日間延伸し、令和7年2月28日までとする。